

(別紙)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)

	番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
--	----	---------	----	------------

1 ポリエチレンテレフタレート製の容器(ペットボトル)に係る区分の見直し

1	リサイクルを推進のための望ましい見直しであり、平成20年4月の施行とせず、施行日をより早めるべきである。	28	ペットボトルは一部のものを除き、再生利用を容易に行うことができるため、できる限り早く措置するべきですが、一方、飲料又はしょうゆを充てんするためのペットボトルと同等以上の再生利用への適性をもつ商品について検討するとともに、消費者、市町村へ周知する期間を十分確保する必要がありますことから、平成20年4月の施行としたものです。
2	その他プラスチックに分類されているポリエチレンテレフタレート製の容器包装は、素材としてポリエチレンテレフタレートを使用していながら、分類上、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン等のポリオレフィンと混在して再商品化され、ケミカルリサイクルが容易であるという特徴が活かされていない。これらの容器包装をポリエチレンテレフタレート製の容器区分として、ボトルtoボトルなどの完全循環型リサイクルに供することは3Rのリデュースにも貢献し、その他プラスチック容器包装の処理コスト削減に繋がると考える。	3	今回の区分の見直しの対象となるペットボトル以外の容器包装については、現状では再生利用への適性等の観点から対象とすることは困難です。
3	改正後も対象外となるポリエチレンテレフタレート製容器は新たな区分とし、ペット単素材として再商品化するよう制度変更をすべきである。	2	新たな区分の設定に関しては、市町村による分別収集や再商品化の在り方に関する総合的な検討が必要であり、今後の参考とさせていただきます。
4	ボトルtoボトルの技術を活用すれば、ポリエチレンテレフタレート製の食用油容器、シャンプー容器、医療品容器、卵パック、トレイなどもリサイクルが可能であることから、ポリエチレンテレフタレート製容器包装区分枠を拡大し、より適切なリサイクルを促進すべきである。	2	今回の区分の見直しの対象となるペットボトル以外の容器包装については、現状では再生利用への適性等の観点から対象とすることは困難です。
5	ポリエチレンテレフタレート製容器(ペットボトル)に関しても、消費者が分別排出できるよう形状等の製造段階における規制が必要である。また、ペットボトルのリターナブル制について積極的な検討が必要であると考ええる。	1	ペットボトルの製造段階における措置としては、資源有効利用促進法に基づく識別表示の義務付けの他、今般改正される基本方針において、再商品化等が容易となる材料及び構造面での工夫等を可能な限り行う必要がある旨を規定することとしております。 ペットボトルの再使用に関しては、今回の意見募集の対象外ですが、今後の参考とさせていただきます。
6	「ペットボトルの識別表示区分の見直し」に賛成である。	2	省令案の内容に賛成する御意見と理解します。
7	消費者への広報が必要であり、店頭回収の促進のため、廃棄物処理法の対応を望む。	1	今回の意見募集の対象外ですが、今後の参考とさせていただきます。
8	容器包装区分の変更については、分別する市民に混乱を生じる恐れがあるため、新たにペットボトルに区分されることとなる容器を用いた商品の製造・販売に係る事業者も、積極的に広報等を行うべきである。	1	事業者が、容器包装に適切な材質等の表示、素材別に分離が容易な構造、材料の工夫を行うこと等、分別排出及び分別収集がより容易な容器包装の製造、利用について検討するとともに、容器包装廃棄物の洗浄や減容化等消費者による適正な分別排出を促進するための必要な情報の提供に努めることが必要である旨を、今般改正される基本方針に位置付けることとしております。
9	ペットボトルとは異なる、新しい区分(その他ポリエチレンテレフタレート製容器等)を作るべきである。	1	新たな区分の設定に関しては、市町村による分別収集や再商品化の在り方に関する総合的な検討が必要であり、今後の参考とさせていただきます。
10	「ペットボトルと同等以上の再生利用への適性を有しているもの」の判断基準を、品目による選別から、リサイクル処理上要求される条件を明確にし、製造・利用事業者の責任の下、該当物にペットボトルの識別表示を表示することによる選別に切り替える方向で検討して欲しい。	1	ペットボトルの再商品化の質を確保する観点から、区分の対象とする容器については、主務大臣が個別に指定して限定することが適切と考えております。

2 再商品化計画の策定時期の1年前倒し

11	費用の見込みは指定法人が市町村から引き取る量を基礎とすべきである。	2	今回の省令案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
----	-----------------------------------	---	--

12	改正容器包装リサイクル法の完全実施のために、再商品化計画の策定期間の1年前倒しに賛成する。	1	省令案の内容に賛成する御意見と理解します。
13	1年前倒ししても、平成20年度から開始する資金拠出制度のための費用の見込みには間に合わない。	1	資金拠出制度における再商品化に要すると見込まれた費用の総額については、平成20年を初年とする分別収集計画や再商品化計画を助案して算定することを検討しており、その詳細については今後検討することとしています。
14	市町村の実績報告義務についての規定を設けるべきである。	1	今回の省令案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
15	調査の始期を1年早めるだけでなく、調査内容も見直すべきである。	1	今回の省令案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
16	実績収集量と計画値との乖離ができるだけ少ないものとなるよう検討すべきであり、拠出金の算定には、実績値と計画値との差が、客観的かつ定量的に把握できるような仕組みとすべきである。	1	今回の省令案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。

3 再商品化義務量の簡易算定方式の変更

17	簡易算定方式において自主回収量の控除と併せて、再生容器包装の使用量も控除する制度が必要である。	175	排出見込量の算定に当たっては、市町村により収集されないこととなる容器包装については再商品化義務対象から除くべきという趣旨に基づき、特定事業者が販売等した容器包装の量から特定事業者が自主回収した量及び事業活動により費消された量を控除することとしております。再生容器包装の使用は、市町村による分別収集量の減少に直接寄与しないため、再商品化義務量から控除することとしておりません。
18	再生容器包装を使用することに対してインセンティブを与える制度にすべきである。	67	再生容器包装の使用は、市町村による分別収集量の減少に直接寄与しないため、再商品化義務量から控除することとしておりませんが、今後の参考とさせていただきます。
19	リターンブル容器利用を支援する規定が一部しかない中では、評価できる変更であるが、将来的には、「事業活動により費消した容器包装」についても容器包装リサイクル法の対象となるように法律そのものを改正すべきである。	30	事業系の容器包装については、排出者責任などに則り、その多くがリサイクルされるようになっていくことから、容器包装リサイクル法では、市町村が収集する容器包装のみを対象としているものです。
20	再生容器包装の使用を推進することが必要である。	20	再生容器包装の使用は、市町村による分別収集量の減少に直接寄与しないため、再商品化義務量から控除することとしておりませんが、今後の参考とさせていただきます。
21	小売業にて再生容器包装を使用する事業者と使用しない事業者に差をつけるべきである。	7	再生容器包装の使用は、市町村による分別収集量の減少に直接寄与しないため、再商品化義務量から控除することとしておりませんが、今後の参考とさせていただきます。
22	容器包装リサイクル法の枠組みの中で経済的手法を用い、再生製品の受け皿も制度化されるべきである。	2	今後の参考とさせていただきます。
23	容器包装リサイクル法にも事業者を支援するトップランナー方式を盛り込んで欲しい。	2	今後の参考とさせていただきます。
24	回収を促進する効果は期待できるが、混乱を回避する効果は疑問である。	2	制度の変更については、今後、周知徹底に努めてまいります。
25	店頭回収の拡大と、再生容器の使用を平行して進めていくべきである。	1	基本方針案の「容器包装廃棄物の分別収集に積極的に取り組むべき地域に関する事項及び容器包装廃棄物の分別収集の促進のための方策に関する事項」に、事業者が店頭回収の促進を図ることが望ましいことについて盛り込むこととしています。 また、同じく「分別基準適合物の再商品化等の促進のための方策に関する事項」に、分別基準適合物の再商品化等をして得られた物等の利用等の推進について盛り込むこととしています。

26	可能な限り発生源において再生製品が使用されるような制度を考えるべきである。	1	基本方針案の「分別基準適合物の再商品化等の促進のための方策に関する事項」に、分別基準適合物の再商品化等をして得られた物等の利用等の推進について盛り込むこととしています。
27	店舗における自主的なリサイクル活動をよりバックアップしてほしい。	1	今後の参考とさせていただきます。
28	控除の条件について明確な解釈を示してほしい。	1	控除の対象となる量については、施行規則第10条第1項第3号において規定されています。

4 自主回収認定に関する定期報告事項

29	自主回収の努力が評価されるために、定期報告事項が、正確になされることは重要である。	1	省令案に賛成する御意見と理解します。
----	---	---	--------------------

5 特定容器包装利用事業者に係る事業系比率

30	利用事業者の事業系比率と製造事業者の比率が大きく異なるのは理解できず、調査に対する信頼性が疑問であるため精査を要望する。	2	可能な限り実態を反映するべく、調査結果から拡大推計しているものです。引き続き精度向上に努めてまいります。
31	事業所から排出される個人消費向けの容器包装についても、排出実態は家庭のものと同様であり、排出者責任を踏まえた費用負担のルールの下、容器包装リサイクル法のルートを用いて再商品化が可能となるよう、今後検討すべきである。	1	事業系の容器包装については、排出者責任などに則り、その多くがリサイクルされるようになっていることから、容器包装リサイクル法では、市町村が収集する容器包装のみを対象としているものです。

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令の一部を改正する省令(案)

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
----	---------	----	------------

1 ポリエチレンテレフタレート製の容器(ペットボトル)に係る区分の見直し

32	基本的な方向に賛同する。加えて、市町村の消費者への分別排出方法の適切な案内が必要。また、新たに対象となる容器へのわかりやすい表示が徹底されること、注ぎ口やキャップなど「プラスチック」に区分される部分の分離容易性の配慮など、メーカーに対する指導を強める事も必要である。	5	市町村による消費者への周知については、改正前の基本方針に規定されています。 また、事業者については、資源有効利用促進法に基づく識別表示の義務付けに加え、「容器包装に適切な材質等の表示、素材別に分離が容易な構造、材料の工夫を行うこと等、分別排出及び分別収集がより容易な容器包装の製造、利用について検討するとともに、容器包装廃棄物の洗浄や減容化等消費者による適正な分別排出を促進するための必要な情報の提供に努めることが必要」である旨を、今般改正される基本方針に位置付けることとしております。
33	消費者に対する国の積極的な広報が必要であり、事業者に対しても指導を徹底すべきである。	2	事業者については、資源有効利用促進法に基づく識別表示の義務付けに加え、「容器包装に適切な材質等の表示、素材別に分離が容易な構造、材料の工夫を行うこと等、分別排出及び分別収集がより容易な容器包装の製造、利用について検討するとともに、容器包装廃棄物の洗浄や減容化等消費者による適正な分別排出を促進するための必要な情報の提供に努めることが必要」である旨を、今般改正される基本方針に位置付けることとしております。 また、国の取組としても、消費者への情報提供に努める旨規定することとしています。
34	みりん風調味料、食酢、調味酢、しょうゆ加工品、ノンオイルドレッシング等を充てんするためのペットボトルは、内容物の粘度、残香等の性状が同様であるため、ペットボトルに区分されるものとしてリサイクルすることが適切である。	1	現在、再生利用が容易なものとしては、食酢、しょうゆ加工品(めんつゆ等)、ドレッシング(ノンオイルのもの)等が充てんされたペットボトルを想定しておりますが、今後、更に検討してまいります。
35	「ペットボトルと同等以上の再生利用への適正を有しているもの」に、「芳香消臭剤」で使用されるポリエチレンテレフタレート製容器も含まれると考えるため、ペットボトルに係る区分に「芳香消臭剤」を加えて欲しい。	1	現在、再生利用が容易なものとしては、食酢、しょうゆ加工品(めんつゆ等)、ドレッシング(ノンオイルのもの)等が充てんされたペットボトルを想定しておりますが、今後、更に検討してまいります。

2 市町村分別収集計画の前倒し

36	資金拠出の基礎となる分別収集見込量を実態に即した内容とするため、平成19年度において「市町村分別収集計画等」及び「再商品化計画」の見直しが必要である。特に、分別収集見込量と実績値を公表する等透明性の確保が必要である。	1	前半：省令案の内容に賛成する御意見と理解します。 後半：今回の省令案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
37	資金拠出の算定基礎となる見込量は、市町村の「分別収集量見込量」ではなく、市町村の「指定法人への引渡し見込量」であることは明らかである。	1	今回の省令案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。

特定容器製造業者等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令(案)

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
----	---------	----	------------

1 再商品化義務量の簡易算定方式の変更

38	基本的な方向に賛同する。加えて、店頭回収方式による容器包装のリサイクルに関して、廃棄物処理法等関連法における位置づけを明確化して欲しい。	1	省令案に賛成する御意見と理解します。 関連法における位置付けについては、今回の意見募集の対象外ですが、今後の参考とさせていただきます。
39	基本的な方向に賛同。加えて、リユース容器促進策として、「規格統一されたリユースびんを一定基準購入した」ボトラーにも再商品化義務量算定の中でその数量が反映されるようにすべきであり、18条認定にあたっても考慮されるよう制度改正を望む。同時に、18条認定基準を名目70%、運用上60%位までに下げるべきではないか。	1	改正前の容器包装リサイクル法第18条に定める認定制度は、事業者の販売等する容器包装のおおむね90%に相当する量を当該事業者が自ら又は他者に委託して回収する場合に、市町村の回収量を減少し、ひいては再商品化義務総量の減少に寄与することの重要性に鑑みてインセンティブを与えるものであり、このため購入数量を反映することはできません。 本認定制度の基準については、リターナブル容器の利用促進の観点から引き続き検討します。
40	基本的な方向に賛同する。加えて、事業所から排出される個人消費向けの容器包装についても、排出実態は家庭系と同様であり、容器包装リサイクル法のルートを用いて再商品化が可能となるよう、検討すべきである。	1	省令案に賛成する御意見と理解します。 事業系の容器包装については、排出者責任などに則り、その多くがリサイクルされるようになっていることから、容器包装リサイクル法では、市町村が収集する容器包装のみを対象としているものです。

2 特定容器製造等事業者に係る事業系比率

41	事業系比率の調査結果が、容器利用事業者と容器製造事業者とで、大きく異なっている事が理解できない。利用事業者における事業系比率が製造事業者にも一本化されるべきではないか。	1	可能な限り実態を反映するべく、調査結果から拡大推計しているものです。引き続き精度向上に努めてまいります。
42	事業所から排出される個人消費向けの容器包装についても、排出実態は家庭系と同様であり、容器包装リサイクル法のルートを用いて再商品化が可能となるよう、検討すべきである。	1	事業系の容器包装については、排出者責任などに則り、その多くがリサイクルされるようになっていることから、容器包装リサイクル法では、市町村が収集する容器包装のみを対象としているものです。

容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(案)

	番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
--	----	---------	----	------------

前文

43	使用済みペットボトル等の海外への輸出により、国内における再商品化の安定的な実施に既に悪影響が及んでいることを明記するとともに、輸出業者に対してクレームを出すシステムを導入する等、具体的な方策を検討すべきである。	10	我が国で収集された使用済みペットボトル等が、海外へ輸出されており、我が国における再商品化の安定的な実施に支障が生ずるおそれがあるとの現状認識を示すとともに、再商品化の安定的な実施を図るための有効な措置として、市町村に指定法人等への円滑な引き渡し等を明確に求めることとしております。
44	容リ法の現在と今後に関する記載だけでなく、これまでの効果についても言及すべきである。	1	これまでの効果を適切に踏まえ、今後行うべき施策の方針を規定することとしております。
45	基本方針案について概ね賛成である。	2	本案の内容に賛成する御意見と理解します。

基本的方向

46	環境問題並びにリサイクルの促進対策として取り組むには、生活者の環境リサイクルに対する意識改革を図るよう、全省庁が予算を計上して取り組む必要がある。	1	国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関する知識について、消費者、関係団体、事業者等との連携協力の下、広く国民への普及、啓発を図るべき旨を規定しております。
47	「相互の連携協力」には、全てにおいて各主体を束ね引っ張っていくリーダーの存在が不可欠であり、国や自治体がこの役割を担うべきである。	1	国や地方公共団体の役割は大きいと考えており、今後、国としても先進事例を紹介すること等を通じて、連携協力を進めてまいります。また、各主体間の相互の連携協力をより一層効果的に実現するためには、国、地方公共団体のみならず、事業者、消費者等のすべての関係主体がそれぞれの立場から主導的に取組を推進することが重要です。
48	容器包装を削減することが最も重要であるため、容器を繰り返し使用する方策について、より強調すべきである。	1	御意見の趣旨については、基本方針案に盛り込まれていると理解しています。

排出抑制を促進する方策

49	地方自治体が作成する分別収集計画は非常に重要であることから、計画の背景と計算根拠も公表すべきである。	10	地域における容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、分別収集計画を公表することは重要であり、必要に応じて、計画策定の根拠となる情報や過去の計画の実績等を併せて公表することが望ましいと考えております。
50	事業者が定める使用削減目標については、目標の定め方やその結果の評価に対する不信感や不平等感が事業者の間で生じないよう、目標の作り方や定期報告について要件を明確に定めるべきである。	4	事業者が判断基準に基づき適切に取組を進められるよう、解説等の整備を行う予定です。
51	容器包装の使用削減には、製造メーカーを含む全ての事業者が取り組む必要があるため、使用合理化を図るための目標を定めるのは「小売業に属する事業を行うもの」と限定すべきでない。	3	指定容器包装利用事業者の業種は、容器包装の使用量が多く、かつ、代替手段の活用等による容器包装の使用削減の余地が大きいことから、小売業に属する事業者が政令で定められたものです。それ以外の事業者に対する措置については、事業者の取組状況等を踏まえ、今後必要に応じて検討することとしています。
52	普及啓発を行う際には、業者の取組姿勢を批判する内容に偏らないよう、容器包装廃棄物排出抑制推進員への指導を徹底して欲しい。	1	今後の施策の参考とさせていただきます。
53	国の取組として、リターナブル容器の利用促進を盛り込むべきである。	1	「簡易包装やリターナブル容器の使用等容器包装廃棄物の排出の抑制について、その促進に必要な方策等に関する調査研究を行うとともに、先進的取組の積極的な評価を実施すること」を国の取組として、基本方針案に盛り込んでおります。

54	消費者の排出の抑制を促進するために購入等すべき商品の例示として、「用いられている素材の種類が少ない容器包装を用いている商品」を追加するべきである。	1	素材の種類が少ない容器包装については、消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制に寄与しない場合も考えられないためここでは規定しておりません。 なお、再商品化の促進に寄与する場合もあることから、基本方針の「分別基準適合物の再商品化等の促進のための方策に関する事項」の中で、再商品化等が容易となる材料及び構造面での工夫を可能な限り行う必要がある旨を規定しております。
----	---	---	---

積極的に取り組むべき地域に関する事項、及び分別収集を促進する方策

55	質の高い再商品化は、より分別しやすい容器包装の製造・利用、新たなリサイクル技術の開発など、事業者の取り組みによって実現すべきであることから、「製造・利用についての検討が必要である」という文言から、「製造・利用すべきである」といった表現に改めるべきである。	6	質の高い再商品化は、事業者が分別排出及び分別収集がより容易な容器包装の製造、利用について検討を進めるだけでなく、消費者による分別排出、市町村による分別収集を適切に進める必要があります。
56	店頭回収をより促進すべきである。	5	事業者による店頭回収については、多様な回収ルートの確保による分別収集等の促進及び住民の意識向上への効果が期待されることから、その促進を図ることが望ましい旨、基本方針案に盛り込んでおります。
57	国は、分別基準適合物に関する方針の“全国共通化”を図るとともに、市町村への指導・監督を徹底すべきである。	2	容器包装廃棄物の分別収集に関する省令で分別基準を定めており、分別収集方法についても必要な周知を図ることとしています。
58	容器包装の製造・利用についての検討により容易となるのは、市町村による「分別収集」よりも、むしろ市民による「分別や洗浄」であるので、「分別や洗浄がより容易な容器包装の製造・利用についての検討が必要であることを追加。」とすべきである。	1	市町村及び消費者双方の取組に寄与することから、「分別排出及び分別収集がより容易な容器包装の製造、利用について検討」と規定することとしております。
59	住民・自治体に過度の負担となる品質厳格化は、安易な焼く・埋めるへの逆戻りを助長しかねないため、その他プラスチックのペール品質については、10%の異物混入率を許容すべきである。	1	今回の基本方針案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
60	国が容器包装廃棄物の異物混入基準と混入率を定めるべきである。	1	今回の基本方針案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。

円滑な引渡しと適正処理

61	自治体による独自処理についても、指定法人ルートと同様に、再商品化事業者等に対する厳しい条件を課す等、再商品化実績の管理を徹底すべきである。	9	御趣旨は、基本方針案に盛り込まれていると理解しています。
62	貴重な国内循環資源は、循環型社会の実現のため、国内循環システムに投入することを大原則とすべきである。	8	容器包装廃棄物の国内における円滑な引渡しの観点から追加される規定であり、基本方針案に盛り込まれていると理解しています。
63	地方自治体の実情に応じて、一部の独自処理ルートも認めて欲しい。	3	市町村の実情に応じ指定法人等に引き渡されない場合にあっては、再商品化施設能力を勘案するとともに、分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要である旨を基本方針案に盛り込んでおります。
64	指定法人等に分別基準適合物を引き渡した場合であっても、地方自治体が直接、再商品化の履行確認をできるようにすべきである。	1	分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人等によって、適切に再商品化の履行状況を確認することとしています。

再商品化等を促進する方策			
65	市民が分別したものを燃やすことは燃やしの精神と反することから、固形燃料化を再商品化手法として加えるべきでない。	20	固形燃料等の化石燃料の代替性の高い燃料への利用については、その燃料としての特性からエネルギー効率の高い施設において利用することができることから、従来の再商品化手法では円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用することとしたものです。
66	固形燃料化には高度なエネルギー利用を図ることが要件として課せられているが、これが現基本方針における紙製容器包装の「高度なエネルギー利用」をさらに大幅に上回る利用との解釈であれば、条件が厳しすぎる。これらの制限をなくすべきである。	15	紙製容器包装の場合と異なり、緊急避難的・補完的な位置付けであることを踏まえ、特に高度なエネルギー利用を図ることが必要と考えています。
67	マテリアルリサイクルの市場占有率の増大は、プラスチック製容器包装の再商品化率の低下と残渣発生量の増加を来し、その結果、リサイクルの推進によって、環境負荷の増大を招くことになる。従ってマテリアルリサイクルの優先性に一定の制限を設けるべきである。	15	今回の基本方針案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
68	緊急避難的・補完的に利用すること及び、環境保全対策等に万全を期しつつ利用するのであれば、プラスチック製容器包装の再商品化手法として固形燃料化を追加してもよい。	8	本案の内容に賛成する御意見と理解します。
69	「燃料として利用」については、石灰焼成炉等、現存の工業プロセスでの化石燃料代替の技術開発等も行われている。これらの新しい利用技術に対し、資源の有効利用や環境負荷低減の適正な評価を行い、新しい再商品化手法として検討に加えるべきである。	3	LCA手法を活用した再商品化手法に関する技術的見地からの評価及び検討を実施することとしており、その旨、基本方針に定める予定です。
70	ポリプロピレンとポリエチレン製の容器包装をマテリアルリサイクル向け限定として識別表示を付し、他と区別して分別収集することは、製品品質の向上と残渣の低減にとって有効な手段であるため、早急に実施すべきである。	3	今回の基本方針案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
71	国や指定法人は、材料リサイクル事業者の再商品化実態を調査し、製造された再商品化物が最終的にどのような製品に加工され、健全な市場性を持って流通されているかどうかまで把握すべきである。	2	今回の基本方針案に対する御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
72	プラスチック製容器包装の再商品化能力に係る需給逼迫は、ケミカルリサイクルの多様化・能力増強、新規技術の開発などの方向で解決すべきである。	1	今回追加される固形燃料等の燃料としての利用は、従来の再商品化手法では円滑な再商品化の実施に支障を生じる場合に用いることとされています。
73	プラスチック製容器包装の固形燃料等の原材料としての利用は、「環境保全対策等に万全を期しつつ、特に高度なエネルギー利用を図る」のであれば、むしろ再商品化手法としては、マテリアルリサイクルよりも優先されるべきである。	1	循環型社会形成推進基本法において、環境負荷の低減にとって有効と認められるとき以外は、再生利用を熱回収よりも優先するという基本原則が定められています。このため、従来の再商品化手法では円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用することとしたものです。

再商品化促進に向けた知識の普及			
74	普及啓発については、国の役割をより強調すべきである。	2	御趣旨は、基本方針に盛り込まれていると理解しています。

排出抑制、及び再商品化の促進に関する重要事項			
75	再商品化手法の評価検討に際しては、市民や自治体、関係事業者を含む検討を行い、内容を公開すべきである。	30	LCA手法を活用した再商品化手法に関する技術的見地からの評価及び検討を実施することとしており、その旨、基本方針に定めることとしています。
76	再商品化手法については、LCA手法を活用し、客観的に検討を進めるべきである。	27	LCA手法を活用した再商品化手法に関する技術的見地からの評価及び検討を実施することとしており、その旨、基本方針に定めることとしています。
77	ボトルtoボトルはマテリアルリサイクルに対して資源生産性は2.9倍優れた水平リサイクルであるにも関わらず、ほとんど優先されていないということに疑問を感じる。	5	今後の参考とさせていただきます。

量・比率関係告示(案)

	番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
別添資料5 特定容器比率について				
	78	プラスチック製容器包装、紙製容器包装について特定容器比率を100%とすることが必要である。特にプラスチック製容器包装についてみるとプラスチックフィルムで加工された袋類は業界では広く一般的に包装と呼称していることから特定容器利用事業者の多くが(食料品製造業を始め他の製造業や輸入業者など)特定容器にも係わらず算定係数の低い包装の算定係数で(簡易算定で)算定する特定事業者が多い。又前年度は特定容器で算定した事業者が次年度から包装に変えて算定する事業者も多くあり、過少申込みにつながっている事などから包装の区分をなくし、容器包装にまとめてガラス瓶やペットボトルと同じ様に100%にすべきである。	1	プラスチックフィルムで加工された袋類以外にも包装に用いられるものがあるため、包装の区分をなくすことは困難です。プラスチックフィルムで加工された袋は、業界での呼称に関わらず、特定容器に該当するものであり、引き続き事業者への周知徹底を図ることとしております。
別添資料6 業種別比率について				
	79	業種別比率の高い食料品製造業、小売業等では、袋類について算定係数の低い包装として算定する等により、過少申込みをする事業者が多くある。このため、業種別の区分を製造業と小売業にするとともに輸入業者(包装で算定する事業者が多い)の区分を設けるなど業種区分の再検討が必要である。また、過少申込み対策としても係数の低い包装の区分をなくし容器に統一すべきである。	1	プラスチックフィルムで加工された袋類以外にも包装に用いられるものがあるため、包装の区分をなくすことは困難です。プラスチックフィルムで加工された袋は、業界での呼称に関わらず、特定容器に該当するものであり、引き続き事業者への周知徹底を図ることとしております。
別添資料7 業種別特定容器利用事業者比率について				
	80	利用事業者の責任比率を製造事業者の比率より圧倒的に大きく設定するのは政策的に不当である。利用事業者は、製造事業者が製造した容器に中身を詰めて、容器と中身の両方を販売しているため、第11条2.口の販売見込額は、利用事業者の商品販売金額のうち容器部分(中身部分を控除した残り)と解釈するのが合理的である。	1	本法においては、その立法趣旨である拡大生産者責任を具体化すべく、特定容器については、容器の主な選択権を有する特定容器利用事業者、主要な再商品化義務を負わせるとともに、その選択に係る容器について、その選択の範囲内で容器の諸特性を決める選択権を有する特定容器製造等事業者にも、従たる再商品化義務を負わせることとし、その具体的な按分割合を、費用が転嫁されるべき販売額に求めたものです。
	81	「小売業」における利用事業者と製造等事業者の比率の格差についての理由を、小売業は「商品の付加価値を高めていること」や「負担力があること」にあると当局は説明している。一つの容器について見れば、両者の利用は「1」で等しいものとなるが、小売業では「容器の価格に、その容器を使用した商品の価格を上乗せした販売額」を参考に利用比率が算出されている。この考え方の根拠を示していただきたい。	1	本法においては、その立法趣旨である拡大生産者責任を具体化すべく、特定容器については、容器の主な選択権を有する特定容器利用事業者、主要な再商品化義務を負わせるとともに、その選択に係る容器について、その選択の範囲内で容器の諸特性を決める選択権を有する特定容器製造等事業者にも、従たる再商品化義務を負わせることとし、その具体的な按分割合を、費用が転嫁されるべき販売額に求めたものです。
	82	「業種別特定容器利用事業者比率」は、主務省庁実施の調査に基づき算出された数値であるとしても、特に、プラスチック製容器における「小売業の利用比率」は、他業種と比較しても最も高い数値で推移している。	1	本法においては、その立法趣旨である拡大生産者責任を具体化すべく、特定容器については、容器の主な選択権を有する特定容器利用事業者、主要な再商品化義務を負わせるとともに、その選択に係る容器について、その選択の範囲内で容器の諸特性を決める選択権を有する特定容器製造等事業者にも、従たる再商品化義務を負わせることとし、その具体的な按分割合を、費用が転嫁されるべき販売額に求めたものです。 プラスチック製容器における小売業の比率は、上記の考え方にに基づき、容器包装利用・製造等実態調査等の結果を踏まえたものです。

83	特にプラスチック容器包装についてみると全業種についてこの比率は高すぎる。企業規模から判断して中小の容器製造事業者は適用除外され特定事業者に該当するのは大手の製造事業者のみであり、現状義務を履行している個別企業約3万社のうち特定容器製造事業者は非常に少ないと考えられる。中小の容器製造事業者は適用除外されるが個人経営の町の卸小売業は企業規模から特定事業者として法律に対応している事などから考えても、この比率は見直しが必要である。	再商品化義務の対象外となる小規模事業者の要件については、平均的な売上高を基に定めているため、製造業等は2億4000万円以下、商業又はサービス業は7000万円以下となっているものです。 また、本法においては、その立法趣旨である拡大生産者責任を具体化すべく、特定容器については、容器の主な選択権を有する特定容器利用事業者に、主要な再商品化義務を負わせるとともに、その選択に係る容器について、その選択の範囲内で容器の諸特性を決める選択権を有する特定容器製造等事業者にも、従たる再商品化義務を負わせることとし、その具体的な按分割合を、費用が転嫁されるべき販売額に求めたものです。 プラスチック製容器における小売業の比率は、上記の考えに基づき、容器包装利用・製造等実態調査等の結果を踏まえたものです。
84	本法において再商品化義務(費用)は、容器利用事業者と製造事業者との間で分担されており、それぞれ、容器を利用した商品の販売額と容器の販売額の比によって按分されているが、このことが法律を複雑にし、かつまた、法の運用にともなう作業を煩雑なものにしている。リサイクル制度を有するヨーロッパ諸国や韓国では、この再商品化義務は、容器利用事業者のみが負っている例がほとんどであり、その理由は以下のごとく解釈できる。 ・中身に対する容器包装の選択は、容器利用事業者の専任事項であること。 ・消費者の選択によって購入される容器包装のリサイクルにともなう費用は、市場メカニズムを通じて商品価格に反映されるべしとされていること。(本法においても然り) ・そして、商品価格に転嫁反映させることは、容器利用事業者においてのみ可能であること。 よって、本法においても、このような整理がなされ、法本来の方向性が明確にされることを希望する。	本法においては、その立法趣旨である拡大生産者責任を具体化すべく、特定容器については、容器の主な選択権を有する特定容器利用事業者に、主要な再商品化義務を負わせるとともに、その選択に係る容器について、その選択の範囲内で容器の諸特性を決める選択権を有する特定容器製造等事業者にも、従たる再商品化義務を負わせることとし、その具体的な按分割合を、費用が転嫁されるべき販売額に求めたものです。

別添資料8 業種別特定容器利用事業者総排出見込量について

85	ペットボトル総排出見込み量、事業者系比率について以下の数字の差は理解し難いので精査を要望する。 ペットボトル(清涼飲料製造業種): 利用事業者 424,139トン 製造事業者 504,829 事業者系比率: 利用事業者 15% 製造事業者 0%	可能な限り実態を反映するべく、調査結果から拡大推計しているものです。引き続き精度向上に努めてまいります。
----	---	---

別添資料9 特定事業者責任比率について

86	卸・小売業に属する中小の事業者の多くが特定事業者として義務を履行しているのに対し、農業、漁業、林業を始め各種の製造業が企業規模から適用除外されていることをみると、特にプラスチック製容器包装、紙製容器包装について特定事業者責任比率は80～90%程度に下げべきである。	再商品化義務の対象外となる小規模事業者の要件については、平均的な売上高を基に定めているため、製造業等は2億4000万円以下、商業又はサービス業は7000万円以下となっているものです。
----	---	--

別添資料10 再商品化義務総量について

87	ペットボトルの独自処理が83千トンと見込まれているが、平成18年度の量と比較して過少であるので、精査すべきである。また、指定法人以外への引渡しは83千トン以内となることを国の達成目標とすべきである。	調査の結果については、実態を反映しているものと考えておりますが、引き続き精度向上に努めてまいります。 また、分別収集して得られた容器包装廃棄物については、市町村はできる限り指定法人等へ引き渡すよう、基本方針に盛り込んでおります。
----	--	--

88	分別収集見込量300千トンのうち市町村の独自処理見込み量が83千トンあるにもかかわらず、それを無視して義務総量を300千トンとするのは不当である。	1	紙製容器包装等の他の品目と比べて市町村分別収集見込量に占める市町村独自処理見込量の割合は小さく、再商品化義務総量に大きな影響を及ぼさないとの判断を行ったものです。
89	ペットボトルの義務総量について、現行の数値の算定(決め方)は容認できない。下記の点を強く要望する。 平成19年度の分別収集見込量300千トンのうち市町村の独自処理見込み量が83千トンあるにもかかわらず、それを無視して義務総量を300千トンとするのは不当。仮に算定するとしても、ペットボトルの場合、平成19年度の再商品化能力400千トンあることより、指定法人への引渡し量217千トンを義務総量とすべきである。 独自処理が見込み量83千トンと見込まれているが、平成18年度の量(141千トンの見込み量)と比較して過少であるので、精査すべきである。さもなくば、指定法人以外への引渡し量が83千トン以内となることを国の達成目標とすべきである。 ペットボトルが指定法人に引き渡されず、独自ルートに大量に流れていること及び海外輸出の大量増加などの現状をもっと真剣に考えてほしい。	1	については、独自処理見込量については、紙製容器包装等の他の品目と比べて市町村分別収集見込量に占める市町村独自処理見込量の割合は小さく、再商品化義務総量に大きな影響を及ぼさないとの判断を行ったものです。 について、調査の結果については、実態を反映しているものと考えておりますが、引き続き精度向上に努めてまいります。 また、及び について、分別収集して得られた分別基準適合物については、市町村に対し指定法人等へ引き渡すこととし、基本方針に盛り込むこととしております。

別添資料11 業種別特定容器製造等事業者総排出見込量に

	(特に意見なし)		
--	----------	--	--

別添資料12 特定包装利用事業者総排出見込量について

	(特に意見なし)		
--	----------	--	--

その他の御意見等

	番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
	90	現在の容器包装リサイクル法では、リサイクルするときの処理にかかる市町村の金銭的負担(税金)が大きく、環境負荷も高く、マテリアルリサイクル率が50%未満で効率が悪いのが現状である。廃プラはリサイクルには適さず、マイナス面ばかりが目立つ上、リサイクル業者が処理費用を受け取った後で、リサイクルせず、野山に捨てているという事例も報道されている。環境破壊、経済損失、健康被害などに結びつく大きな問題をかかえていることを再確認し、マテリアルリサイクルを推進する事が、日本国民にとって本当に有益性があるかどうかを見直してほしい。	12	今後の参考とさせていただきます。
	91	一番納得できないのが、リサイクル費用としてトンあたり約10万円支払われる事であり、このシステムを変えない限り廃プラのマテリアルリサイクルの是非を問う根本的な問題の解明は到らない。一番リサイクル率の低い廃プラのマテリアルリサイクルに巨額の財政投資をしたうえに、再商品化されたものが一度しか使用されないでごみになるのは本末転倒である。廃プラのリサイクルに関してのリスク管理という観点からも是非容器包装リサイクル法の見直しを真剣に論議していただきたい。	1	今後の参考とさせていただきます。
	92	プラスチック製容器包装のリサイクルによって出来た製品(パレット、擬木等)の用途の実態と、リサイクルにおける高コスト化の実態が、国民に十分理解されておらず、国、地方公共団体、事業者や消費者といった各主体の連携の下で普及・啓発のための取組を推進していく必要があると考える。	1	今後の参考とさせていただきます。
	93	容器包装リサイクル法における再商品化については、燃料以外の製品への再商品化を原則としているが、環境への負荷低減に対する有効性も考慮して優先順位付けを再検討されることを望む。また、再商品化の優先順位は、利用事業者引渡し時に有価である再商品化手法が優先されることを希望する。	1	循環型社会形成推進基本法において、環境負荷の低減にとって有効と認められるとき以外は、再生利用を熱回収よりも優先するという基本原則が定められており、これに基づき、容器包装リサイクル法における再商品化の在り方が定められています。
	94	容器包装リサイクル法第2条第8項の再商品化手法に、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物を圧縮又は破砕することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したもの(固形燃料等)を追加することに賛成する。	1	本案の内容に賛成する御意見と理解します。
	95	固形燃料等の品質が当社受け入れ基準に合致する限りにおいて、その受け皿として積極的使用に努める。	1	本案の内容に基本的に賛成する御意見と理解します。
	96	再商品化指定業者の選定基準を明確にすべきである。具体的には以下のとおり。 一般廃棄物処理施設の許可取得を入札条件とする。 環境マネジメント(ISO14000・エコアクション21等)を取得している。 RPFの売却実績には、購入者の確認を条件として報告する。 再商品化指定業者は、プラスチック原料・紙原料の選別資源化を1割程度以上義務化する。 処理作業状況をインターネットカメラで公開できる事業者を優遇する処置を取る。	1	今後の参考とさせていただきます。
	97	環境負荷の軽減の為に基準を明確にすべきである。具体的には、再商品化指定業者の所在市町村及び隣接地は、重大な弊害が無い限り、優先して取り引き出来るようにする。(地元市町村であれば、集荷・選別・プレス圧縮・輸送の工程が、直接搬入によって省略する効果が得られる。)	1	今後の参考とさせていただきます。
	98	その他プラスチックとその他紙くずを1つの分類として纏めることを容認するべき(市民の分別の効率化アップと収集効率アップの効果が見込めるため)。	1	今後の参考とさせていただきます。

99	ラップ類は、衛生上・品質上(塩ビ混入)の観点から、再商品化を困難にするため、除外対象(混入不可)として欲しい。	1	今後の参考とさせていただきます。
100	プラスチックのリサイクルは、ごみ減量の解決手段として根本的ではない。焼却処分よりは一歩前進だが、recycleよりも、refuse(過剰包装を断る、禁止する)ことや、reuse(再利用)が大切だと思う。プラスチックのリサイクルのために、圧縮、梱包するだけでも、有害な化学物質がたくさん出て様々な自律神経失調症状を起こすことになる。また、リサイクルに要する莫大な費用を税金から支出することに反対する。日本では、企業の利益が優先されすぎて、住民の税金で負担させすぎだと思う。	1	今後の参考とさせていただきます。
101	プラスチック製品の素材を限定してリサイクルしやすくすべきで、そして出来る限りリサイクルをするという方向にすべきである。	1	今後の参考とさせていただきます。
102	ペットボトルが激増する一方で、「リターナブルびん」がどんどん減ってしまっていることが残念でならない。これも法整備がなされていない結果であり、スウェーデンのように、石油資源からの脱却をきっかけ植物原料によるプラスチックへの転換をめざすべきである。	1	今後の参考とさせていただきます。
103	環境省が環境のことを本当に考え、リサイクルにとりかかってほしい。温暖化に拍車をかけ、見て見ぬふりでは困る。国民全体にリサイクルを進め、企業も一緒にやっていけば少しでもCO2も減り(焼却灰)、焼却炉はへらし、病気(癌、アトピー、喘息)をへらし、健康で働ける国民をめざしてほしい。健康に気を付けている人でも、例えばタバコを吸っていない人でも、1位は肺癌ということは空からふってくるのではないか。そうじをしてもすぐほこりになるという声もある。リサイクル対策であり、遅すぎる対策では仕事の質が問われる。	1	今後の参考とさせていただきます。
104	ボランティア団体の研修の一環で、トレイのリサイクル工場に行ったことがあり、そこで初めてトレイはトレイへとリサイクルされていることを知った。再生トレイは衛生面では何ら問題はなく、環境負荷が極めて少ない理想的な容器であると思う。この再生トレイをあらゆるスーパーで積極的に取り入れるべきなのではないか。そのためには、法的な部分でメリットをもたらす必要があると思う。	1	今後の参考とさせていただきます。
105	この制度改正が決まれば、容器包装利用事業者が易リサイクル化に取り組む上でのインセンティブになり、活動の推進がしやすくなる。また、良質なベトリサイクル資源量の増加は、リサイクル業者の健全な育成に大きく貢献するものと期待する。	1	本案の内容に賛成する御意見と理解します。
106	薬局は、日本標準産業分類において、「調剤薬局」として「医薬品・化粧品小売業」に分類されており、再商品化義務を履行している。今般の改正により、医薬品・化粧品小売業は指定容器包装利用事業者の業種として定められることとされている。一方、平成18年6月には「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」が成立し、調剤を実施する薬局は「医療提供施設」と位置づけられた。これまで、病院等において交付される薬剤を包装する袋(通称「薬袋」)については、「容器包装リサイクル法の対象たる「容器包装」ではない」との見解がなされている。薬局が「医療提供施設」として医療法上位置づけられたことを受けて、薬局において調剤という医療サービスの一環として交付されているもの(薬袋)については、医療機関において交付される薬袋と同様、同法における「容器包装」に該当しないこととしていただきたい。	1	良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律における定義にかかわらず、病院外の薬局で処方される薬袋は、商品が貴消された場合に不要となるものとして、容器包装に該当します。
107	現行どおり事業系容器包装が特定容器包装に該当し、これを用いる事業者に対しても帳簿を作成し保存することを課すことが必要であれば、立ち入り調査を含めて指導を行い、公平性を確保することは行政に課せられた責任である。	1	今後の行政執務を適切に行っていくこととしています。